

医療法等関連事務手数料納付について(令和8年10月1日以降)

1. 支払方法

10月1日以降は、以下のいずれかの方法で手数料をお支払いください。なお、購入済みの県収入証紙は、令和9年3月まで使用できます。

- 手数料収納窓口でお支払い
- 電子申請（やまぐち電子申請サービス）による納付

2. 納付額の事前確認

手数料の誤納付防止のため、事前に管轄の健康福祉センター（保健所）へ、申請内容と納付額が一致しているか確認してください。

3. 手続きの流れ

（保健所への事前確認）

○電話で確認する場合

申請書等と手数料の金額が一致しているか口頭で確認

○保健所窓口で確認する場合

- ①申請書等と手数料の金額が一致しているか窓口で確認
- ②窓口で「手数料納付連絡票」を受け取る

手数料の支払い・申請書等の提出

1. 手数料収納窓口で支払う場合（電話確認）

- ①医務保険課ホームページから、該当の「手数料納付連絡票」を印刷（「申請窓口確認欄」は空白のまま可）
- ②連絡票を手数料収納窓口を持参し支払う
- ③「納付済証」を受け取る
- ④「手数料の納付に関する調書」に、③の納付済証を貼り付け、申請書等と併せて保健所の窓口へ提出

2. 電子申請により納付する場合

- ①やまぐち電子申請サービスを利用し、手数料を支払う
- ②「納付完了のお知らせ」メールを保存・印刷する
- ③「手数料の納付に関する調書」に②のメールに記載された受付番号を記入し、②で印刷したメール文書を添付のうえ、申請書と併せて窓口へ提出

3. 手数料収納窓口で支払う場合（窓口確認）

- ①保健所窓口で受け取った「手数料納付連絡票」を、手数料収納窓口を持参し支払う
- ②「納付済証」を受け取る
- ③「手数料の納付に関する調書」に、②の納付済証を貼り付け、申請書等と併せて保健所の窓口へ提出

※各健康福祉センター（保健所）の連絡は、次ページ参照

4. Q & A

Q 1、健康福祉センター（保健所）の連絡先が知りたい。

A 1、管轄市町を確認のうえ、以下の連絡先へ御連絡ください。

名称	所在地・電話番号	管轄市町
下関市保健部（保健所） 保健医療政策課	下関市南部町 1 番 1 号（083-231-1711）	下関市
岩国健康福祉センター	岩国市三笠町 1-1-1（0827-29-1522）	岩国市、和木町
柳井健康福祉センター	柳井市南町 3 丁目 9-3（0820-22-3777）	柳井市、周防大島町、上 関町、田布施町、平生町
周南健康福祉センター	周南市毛利町 2-38（0834-33-6422）	下松市、光市、周南市
山口健康福祉センター	山口市吉敷下東 3-1-1（083-934-2528）	山口市、防府市
宇部健康福祉センター	宇部市琴芝町 1-1-50（0836-31-3201）	宇部市、美祢市、 山陽小野田市
長門健康福祉センター	長門市東深川 1344-1（0837-22-2811）	長門市
萩健康福祉センター	萩市江向 531-1（0838-25-2663）	萩市、阿武町

Q 2、手数料窓口はどこにあるか。手数料を現金で支払いたい。

A 2、県庁内売店、県税事務所、下関農林事務所及び交通安全協会等は、現金払いに対応しています。
また、電子申請による納付でも、コンビニ払いを選択することで、現金で支払うことも可能です。

手数料収納窓口の詳細は、県会計課のホームページを御確認ください。

➡<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/159/359042.html>

Q 3、電話で事前確認をしたため、「手数料納付連絡票」の「申請窓口確認欄」への記入がない。
空欄でも手数料収納窓口で支払うことは可能か。

A 3、可能です。

手数料収納窓口で、納付額について事前確認済みであることをお伝えください。

Q 4、複数の申請書等又は証明書の手数料を、まとめて支払うことは可能か。

A 4、手数料収納窓口で支払う場合は可能です（納付済証が 1 件ずつ発行されます）。
電子申請による納付の場合は、お手数ですが 1 件ずつ申請・収納してください。

Q 5、手数料を誤って納付した（又は手数料が不要となった）ので、還付してほしい。

A 5、還付の手続きについては、次の連絡先へお問い合わせください。

手数料収納窓口で支払いをした場合

➡会計課（083-933-3910）

※未使用の納付済証（消印されていないもの）が必要となります。

電子申請により納付した場合

➡医務保険課（083-933-2820）

5. 電子申請による納付を行った場合の添付書類について

○「納付完了メール」

➡「手数料の納付に関する調書」には、納付完了メールの「受付番号」を記入し、印刷した納付完了メールを添付してください。

※貼付け欄には、メール文書を貼り付けないでください。

別紙	
手数料の納付に関する調書	
手数料を納付した者の氏名	医療法人〇〇会 理事長 △△△△
受付番号	127929
山口県納付済証（仮）貼付け欄	

【電子申請】納付完了のお知らせ

 やまぐち電子申請サービス <no-reply@pref.yamaguchi.lg.jp>
宛先 @pref.yamaguchi.lg.jp

=====

このメールは「やまぐち電子申請サービス」
にご登録いただいたお客様のアドレスにお送りしています。
返信メールでお問い合わせいただいても、お答えができませんので
あらかじめご了承ください。

=====

このたびはやまぐち電子申請サービスを
ご利用いただきありがとうございます。
お客様からいただいた申請について、次の通り納付いただいたこと
を確認しましたのでお知らせいたします。

【申請先】 山口県
【手続き名】 衛生看護学院 手数料納付
【受付日時】 2026年08月03日 16時37分
【受付番号】 127929

【手数料】 700円
【領収日】 2026年08月03日

■申請内容のご確認方法
次のページから確認できます。
申請内容を確認するには上記の受付番号のほか、ご入力いただい
たメールアドレスおよびパスワードが必要です。

【申請内容確認ページ】
<https://hyouka.yamaguchi.e-harp.jp/SdsJuminWeb/directCall.harp?actkey=XqKjJWIkM2rkOcYf>

注1 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスをご利用の場合には、当該手数料を納付したことを示す番号と入力してください。

2 山口県納付済証が交付された後、当該山口県納付済証を所定の貼付け欄に貼付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産紙（A4）の大きさに合わせてください。

※納付完了メールを紛失した場合は、山口県医務保険課へお問い合わせください。